

(お知らせ)

環境省が所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(案)に対する御意見の募集について

平成17年3月4日(金)

環境省大臣官房総務課

課長：白石 順一(6130)

課長補佐：江口 博行(6131)

担当：飯野 暁(6135)

TEL：03-3581-3351(代表)

環境省では、今般、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)に基づいて、環境省の所管する法令に係る施行規則の案を作成したので、これに関する意見を広く募集します。

#### 1 意見募集の対象

環境省が所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(案(別紙))

#### 2 問い合わせ先

環境省大臣官房総務課

東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL：03-3581-3351(内6135)

#### 3 意見募集期間

平成17年3月4日(金)～平成17年3月17日(木) 17:00

#### 4 資料の入手方法

省令案は2の問い合わせ先で入手することができます。

なお省令案の内容は環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/>)にも掲載致します。

#### 5 意見提出方法

以下の意見提出様式により、御意見を記述し、郵送(A4版・FAX(A4版・電子メール))のいずれかの方法で提出してください。電子メールで送付される場合にはファイル形式をテキスト形式としてください(HTML形式による提出は御遠慮願います)電話での御意見はお受けしかねます。

意見提出様式（郵送、FAX の場合はA 4 版）

環境省大臣官房総務課行き

住所：

氏名（団体の場合は団体名： ）

所属：

氏名・所属の公表の可否：

連絡先（電話番号等： ）

< 該当箇所 >：

6 意見提出先

環境省大臣官房総務課

住所：〒 100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL：03-3581-3351（内 6135） FAX：03-3581-2697

電子メール：satoru\_iino@env.go.jp

郵送の場合は封筒に、FAX 及び電子メールの場合はタイトルに「省令（案）に対する意見」と明記した上でご送付下さい。

7 いただいた御意見の扱い等について

皆様からいただいた御意見については省令案を作成する際の参考にするとともに環境省のホームページで住所、連絡先を除き公表する予定です。

8 その他

御提出いただきました御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

< 連絡先 >

環境省大臣官房総務課

〒 100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

担当：大倉、飯野

電話：03-3581-3351（内 6135）

FAX：03-3580-2517

e-mail：satoru\_iino@env.go.jp